

# 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 5 月 11 日

「(案件名)インド国森林・生物多様性セクター情報収集・確認調査」

(公示日:2021 年 4 月 21 日/公示番号:21a00132)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1			<p>企画競争説明書、『第 1 章 7(2)のプロポーザル等の提出方法』におきまして、以下の通りご提出方法を変更いたしますので、ご確認ください。</p> <p>1) プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。</p> <p>2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。</p> <p>「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021 年 5 月 12 日版)」を掲載予定としておりますので、こちらも併せてご参照ください。</p>
2	15 頁 第 3 章 第 4 条 調査実施の留意事項(4)	「SDGs や ESG 分野の取組みや今後の関心についてレビューし」の記載に関して、「ESG」は、サステナブル・ファイナンスやインパクト・インベストメント、SDG Impact 等を含めた広い概念で	ご理解の通りです。ただ分析の柱は、ESG 投資の潮流において、資金の受け手として ESG の貢献に資する活動を行っている企業(事業者)の取組みに関するレビューを中心に行って頂ければ

		捉えることで良いでしょうか。	と存じます。当該レビューにおいて、サステイナブル・ファイナンス等資金の出し手たる投資家の評価軸、格付の枠組等にも留意し、企業(事業者)にとって訴求的な活動をご提案頂くことを考えております。
3	15 頁 第 3 章 第 4 条 調査実施の留意事項(4)	「当該連携策につき、インドの森林当局とも意見交換を行い、具体的な連携方策を検討し提案する」の記載に関して、Covid-19 の状況を踏まえれば、現地訪問までは困難と考えられるが、その場合、書面、電子メール、WEB 会議等の手段とすることで良いでしょうか。また、関心を示す日本企業が提携のコミットをすることまでは困難と考えられるから、「具体的な連携方策の提案」の記載に関しては、関心のある日本企業の取り組み方針や取り組み条件を基にして、連携の実現に向けた提案、連携する場合の投資環境や条件整備の提案、とすることで良いでしょうか。	ご理解のとおり、インドにおける COVID-19 の感染状況踏まえ、現地訪問を行えない可能性があります。現地訪問を行えない最悪ケースを想定し、WEB 会議等での調査実施をご検討頂ければと存じます。 「具体的な連携方策の提案」の記載に関しては確かに難しい面はあろうかと思いますが、難しさ故、連携を実現するという強い意欲をもって取り組まない限り実現し得ないと考えております。日本企業より何等かのコミットを得ることを目指し、最大限の取り組みを行ってゆければと考えており、かかる意欲をもった企業との協働を希望しております。
4	15 頁 第 3 章 第 4 条 調査実施の留意事項(4)	インドの現地企業との提携に関して、現在の政策を踏まえれば、インド現地企業との連携を図ることも一つの有効な手段と考えられるが、インドの現地企業との提携についてはどのようにお考えか、ご教示ください。	インド現地企業との提携可能性を排除しているものではありません。 他方、ESG 分野への取り組みでは、インド現地企業と比べて本邦企業の方が先行していると考えられること、また、日本裨益の観点から、本邦企業との提携可能性のご検討を優先頂けますと幸いです。
5	15 頁 第 3 章 第 4 条 調査実施の留意	インドの現地企業との提携に関して、Covid-19 の状況を踏まえると、現地企業との具体的なコ	現地企業とのコンタクトについては、COVID-19 の感染状況を踏まえ、WEB 会議等で

	事項(4)	ンタクトまでは困難と考えられる。その場合、提携スキーム提案までをスコープとすることで良いでしょうか。	の調査実施をご検討頂ければと存じます。
6	17 頁 第 3 章 第 5 条 調査の内容(6ウ)	「民間企業と ODA 事業の連携方法について案を作成する」の記載に関して、ESG(サステナブル・ファイナンスやインパクト・インベストメント等)により、投資家や民間企業の資金をインドに向けることを目的とするのでしょうか。又は、民間資金は、あくまで ODA を介して、ODA を補完する手段と考えているのでしょうか。又は、本件 ODA によって、ESG(サステナブル・ファイナンスやインパクト・インベストメント等)スキームを構築し、本件 ODA が投資家や民間企業の資金をインドに呼び込むことに貢献することを「連携」と考えて良いのでしょうか。	ODA が呼び水となって、投資家や民間企業の資金がインドに向けられることを目的としているものです。 民間企業が ODA 事業を受注するような形を指すものではなく、ODA 事業がきっかけとなって、民間企業が自らの資金や人材等を事業に投入するような事業イメージを有しています。
<a href="#">67</a>	19 頁 第 3 章 第 6 条 報告書等(1)(カ)	デジタル画像集の提出時期はファイナルレポートと同じと理解してよろしいでしょうか。また、デジタル画像集の提出部数について、確認させていただけないでしょうか。	提出時期はファイナルレポートと同じ、提出部数については、CD-R を 3 セットご提出頂ければと存じます。
<a href="#">78</a>	22 頁 第 4 章 業務実施上の条件	現地傭人の配置について記載がありませんでした。業務内容及び業務工程を考慮の上、必要と判断した場合は、現地傭人の配置を提案することは可能でしょうか。	現地傭人の配置をご提案頂くことは可能です。
<a href="#">98</a>	23 頁 第 4 章 業務実施上の条件 (5) 対象国の便宜供与	調査団が使用する執務室は、調査団が独自に用意する必要があるか、確認させていただけないでしょうか。	基本的には、調査団が独自に用意頂くことを考えております。 なお、上記 2 での回答のとおり、基本的には、現地訪問を行えない最悪ケースを想定し、代替

			手段としてWEB会議等での調査実施もご検討頂ければと存じます。
--	--	--	---------------------------------

以上